

当該費用（特定業務に要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第二条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（業務の制限）

第四条 小型船相互保険組合は、第二条第二項に規定する損害保険事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、一事業年度における第二号に掲げる損害保険事業について收受した保険料の総額は、当該保険料の総額及び当該事業年度における同項に規定する損害保険事業について收受した保険料の総額の合計額の百分の二十を超えてはならない。

一 組合員のために行う損害保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社をいう。）その他の内閣府令で定める者（次項第一号において「損害保険会社等」という。）の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。次項第一号において同

じ。)

二 第二条第二項に規定する損害保険事業の対象となる木船（その運航に伴つて生ずる費用及び責任を目的とする保険契約が当該小型船相互保険組合とその組合員との間に成立しているものに限る。）に出資その他の内閣府令で定める行為（次項第二号において「出資等」という。）をしている者（当該小型船相互保険組合の組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。）の当該木船の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任（内閣府令で定めるものに限る。次項第二号において同じ。）に関する損害保険事業

2 船主責任相互保険組合は、第二条第三項に規定する損害保険事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、一事業年度における第二号に掲げる損害保険事業について収受した保険料の総額は、当該保険料の総額及び当該事業年度における同項に規定する損害保険事業について収受した保険料の総額の合計額の百分の二十を超えてはならない。

一 組合員のために行う損害保険会社等の業務の代理又は事務の代行

二 第二条第三項に規定する損害保険事業の対象となる木船以外の船舶（その運航に伴つて生ずる費用

及び責任を目的とする保険契約が当該船主責任相互保険組合とその組合員との間に成立しているものに限る。）に出資等をしている者（当該船主責任相互保険組合の組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。）の当該木船以外の船舶の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任に関する損害保険事業

3 組合は、前二項各号に掲げる事業を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該組合が行おうとする事業が健全に行われ、公益に反しないものであるかどうかを審査しなければならない。

5 小型船相互保険組合は第一項各号及び第二条第二項に規定する事業以外の事業を、船主責任相互保険組合は第二項各号及び同条第三項に規定する事業以外の事業を行うことができない。

第七条中「定款」を「内閣府令」に改める。

第八条中「定める」を「規定する」に改め、「（平成七年法律第百五号）」を削る。

第五十九条第二号を次のように改める。

二 第四条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき、同条第三項の規定に違反し

て承認を受けないで同条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事業を行つたとき、又は同条第五項の規定に違反したとき。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号中「及び保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)」に改める。

第一百七十二条中「(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。第一条の二第二項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項)及び「(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。第一条の二第四項)を削る。

第百九十七条第一項第三号中「第百三十五条第一項」の下に「(同法第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百一条第一項中「及び第百三十七条」の下に「(これらの規定を同法第二百七十二条の二十九にお

いて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第三百三十八条」の下に「（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）」を加え、「同條」を「同法第三百零八條」に改める。

第三百五十八條の表第四十五條第一項第四號の項中「第三百三十五條第一項」の下に「（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百七十七條第一項中「及び保險会社」を「保險会社及び少額短期保險業者」に改め、同條第三項中「保險会社」を「保險会社及び少額短期保險業者」に改める。

第四百四十條第一項中「補償対象契約」の下に「第四百四十五條第二項及び第四項並びに」を加え、「第二百四十五條」を「第二百四十五條第一號」に改める。

第四百四十五條第二項中「その他これに類する給付金に係る債權」を「及び保險業法第二百五十條第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める給付金に係る債權（同法第二百四十五條第二號に規定する特定補償対象契約（第四項において「特定補償対象契約」という。）以外の補償対象契約に係るものに限る。）」に改め、同條第三項中「保險契約に係る債權のうち保險会社（生命保險会社及び外国生命保險會

社等に限る。）」を「保険契約（特定補償対象契約以外の補償対象契約に限る。以下この項において同じ。）に係る債権のうち保険会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二百六十条第一項又は会社更生法第六十八條第一項の規定は、更生計画において、運用実績連動型保険契約（保険業法第百十八條第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。）に係る債権について、その他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

第四百九十條第一項中「及び保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者」に改め、同条第二項中「保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行

する。

一 第一条中保険業法第五十九条第一項の改正規定（「同法第三百三十条第三項」とあるのは「保険業法第四十八条第二項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「を」「電子公告（同法第六十六条第六項の電子公告をいう。以下同じ。）に準ずるものとして法務省令」とあるのは「電磁的方法（保険業法第四十八条第二項の電磁的方法をいう。）であつて内閣府令」と、「に改める部分に限る。」）、同法第二百五十八条第二項の改正規定、同法第二百七十条の四第九項の改正規定（「第三百五十五条第一号中「第三百三十五条第一項」の下に「（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び「（第二百十条第一項」の下に「及び第二百七十二条の二十九」を加える部分を除く。）及び同法第二百七十一条の四第一項の改正規定並びに同法附則第一条の二の十三の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中保険業法第一百八条の改正規定、同法第九十九条の改正規定（「設ける」を「設けなければならない」に改める部分に限る。）、同法第二百四十五条の改正規定、同法第二百四十七条第一項の

改正規定、同法第二百五十条の改正規定（同条第一項中「保険会社は」を「保険会社等又は外国保険会社等は」に改める部分及び「第二百十条第一項」の下に「及び第二百七十二条の二十九」を加える部分、同条第二項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める部分、同条第四項中「第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは」を「第一項の場合において、保険会社等にあつては」に改める部分、「第三百三十六条第一項」の下に「（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び「外国保険会社等であるときは」を「外国保険会社等にあつては」に改める部分並びに同条第五項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める部分を除く。））、同法第二百五十四条の改正規定（同条第四項中「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える部分に限る。））、同法第二百五十五条の二の改正規定（同条第三項中「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える部分に限る。））、同法第二百六十七条の改正規定、同法第二百七十条の三の改正規定、同法第二百七十条の五第二項第一号の改正規定及び同法第二百七十条の六の八第二項の改正規定並びに同法附則第一条の二の十三の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。））、同法附則第一条の二の十四の改正規定及び同条を

同法附則第一条の二の十五とし、同法附則第一条の二の十三の次に一条を加える改正規定並びに第三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十条の改正規定及び同法第四百四十五条の改正規定 平成十八年四月一日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行つている者は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

- 一 附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合 当該廃止を命ぜられた日
- 二 施行日から起算して二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前号に該当する場合を除く。） 当該免許又は登録の拒否の処分がある日

三 当該特定保険業を行う者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する者（施行日から起算して二年以内に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請をした者に限る。）が当該二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前二号に該当する場合を除く。） 当該免許又は登録の拒否の処分がある日

四 前三号のいずれにも該当しない場合 施行日から起算して二年を経過する日

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者のうち施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者（新保険業法第三条第一項の免許及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の拒否の処分を受けた者を除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者（前項に規定する者及び新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。）は、第一項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外

国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

4 特定保険業者は、前項に規定する一年を経過する日までの間（同項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

（特定保険業者の届出）

第三条 前条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者（特定保険業者になるうとする同条第二項に規定する者を含む。）は、施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該六月を経過する日

までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者については、この限りでない。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 法人であるときは、資本若しくは出資の額又は基金の総額
- 三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、その役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）の氏名

四 本店その他の事務所の所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 保険約款（これに相当するものを含む。）
- 二 保険契約者に関する事項、特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に関する事項その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定める事項を記載した書類
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、損益計算書その他の財産及び業務の状況を明らかにする書類
- 四 その他内閣府令で定める書類

3 前条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 特定保険業を廃止したとき。その特定保険業者

二 合併により消滅したとき。その特定保険業者を代表する役員であつた者

三 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき。その特定保険業者

(特定保険業者に対する新保険業法の規定の適用)

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二及び第百条の三の規定、新保険業法第二百七十二条の十六第一項及び第二

百七十二条の二十二から第二百七十二条の二十四までの規定並びに新保険業法第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十六及び第二百七十二条の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二中「確保するための措置」とあるのは「確保するための措置（内閣府令で定めるものに限る。）」と、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の三中「取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」とあるのは「取引又は行為（内閣府令で定めるものに限る。）をしてはならない」と、新保険業法第二百七十二条の二十四第一項中「第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険料の算出方法又は責任準備金の算出方法として定めた事項」と、「同号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「当該事項」と、同条第二項中「第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）又は保険料の算出方法若しくは責任準備金の算出方法として定めた事項」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び

第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第七号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなったとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同条第二項中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当することとなったとき、法令」とあるのは「法令」と、新保険業法第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である特定保険業者が前項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項、第

二百七十二条の三十三第一項及び第二百七十二条の三十七第一項の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた特定保険業者を新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により新保険業法第二百七十二条第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定による新保険業法第二百七十二条第一項の登録の取消しの日とみなす。

3 個人である特定保険業者が第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項及び第二百七十二条の三十七第一項の規定の適用については、その者が当該廃止を命ぜられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新保険業法第二百七十二条の四第一項第十号ハに該当する者とみなす。

4 第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

5 第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項の規定は、施行日から起算して六月を

経過する日以後に終了する事業年度から適用する。

6 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項の業務報告書のうち、保険契約者等の秘密を害するおそれのある事項及び第一項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、保険契約者等の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

7 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が保険契約の移転を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条において準用する新保険業法第三百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十六条の二第一項中「取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」

という。)の作成日」と、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

8 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の三十第一項において準用する新保険業法第四百十二条の規定を適用する。

9 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者がその業務及び財産の管理の委託を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百十四条、第四百十五条、第四百十六条第一項及び第四百七条から第四百十九条までの規定並びに新保険業法第五百十条第一項の規定（これらの規定

に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十四条第二項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百六十六条第一項中「公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗（第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を登記しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百九条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

10 新保険業法第二編第二章第一節及び第八章の規定は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者については、適用しない。

11 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第百六十七条第一項及び第二項の規定を適用する。

12 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第一百七十三条の六第一項及び第二項の規定を適用する。

13 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者は、特定保険業を廃止しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

14 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が第七項又は第九項において適用する新保険業法の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

15 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を保険会社等又は所属保険会社等と、当該特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、新保険業法第二百八十三条、第二百九十四条、第三百条第一項（第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号に係る部分に限る。）、第三百五条、第三百六条、第三百七条第一項及び第三百九条（これらの規定に係る罰則を含む